

「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正の概要(案)

趣 旨

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、保育所について、特定教育・保育施設として位置づけ、①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことに加え、②特定教育・保育施設としての運営に関する基準を満たすことが求められることとなっている。

また、国における「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」において、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直すこととされた。

これらを踏まえ、今般、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第62号)が施行されたため、本条例に同様の規程をするため所要の改正を行う。

改正する内容

○特定教育・保育施設である保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととされたため、規程を追加。
(施設の目的及び運営の方針/提供する保育の内容/職員の職種、員数及び職務の内容/保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日/利用定員/保育所の利用の開始、終了に関する事項/保育所の運営に関する重要事項など)

○保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件の見直し。
(下線部を追加)

4 階 以 上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用	<u>特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)</u> 又は <u>特別避難階段</u> <u>屋外傾斜路</u> 屋外避難階段

○その他所用の改正

施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。